

玉川村太陽光発電設備設置事業と地域の調和に関する条例(概要)

1 背景及び効果

再生可能エネルギーの導入が進む中、太陽光発電事業の実施にあたっては、自然環境等への影響、安全に対する不安などから、地域住民と事業者との間でトラブルとなる事案が全国各地で発生し、深刻化しています。このような状況の中、玉川村においても同様のトラブルの発生が懸念されることや、地域との共生、自然との共生を確保していくため、太陽光発電事業の一定の規制や制限も盛り込んだ条例を制定するものです。

2 目的(条例第1条)

- ・ 太陽光発電設備の適正な設置等の推進
- ・ 自然環境等(自然環境、景観、生活環境)の保全
- ・ 災害の防止
- ・ 地域との調和のとれた太陽光発電事業を促進

3 対象(条例第3条)

- | | |
|---------|--|
| ・ 対象地域 | 村内全域 |
| ・ 設 備 | 10 キロワット以上の太陽光発電設備
(建物の屋根、屋上等に設置されるものは対象外とする) |
| ・ 事 業 者 | 上記施設を設置する者、発電事業者 |

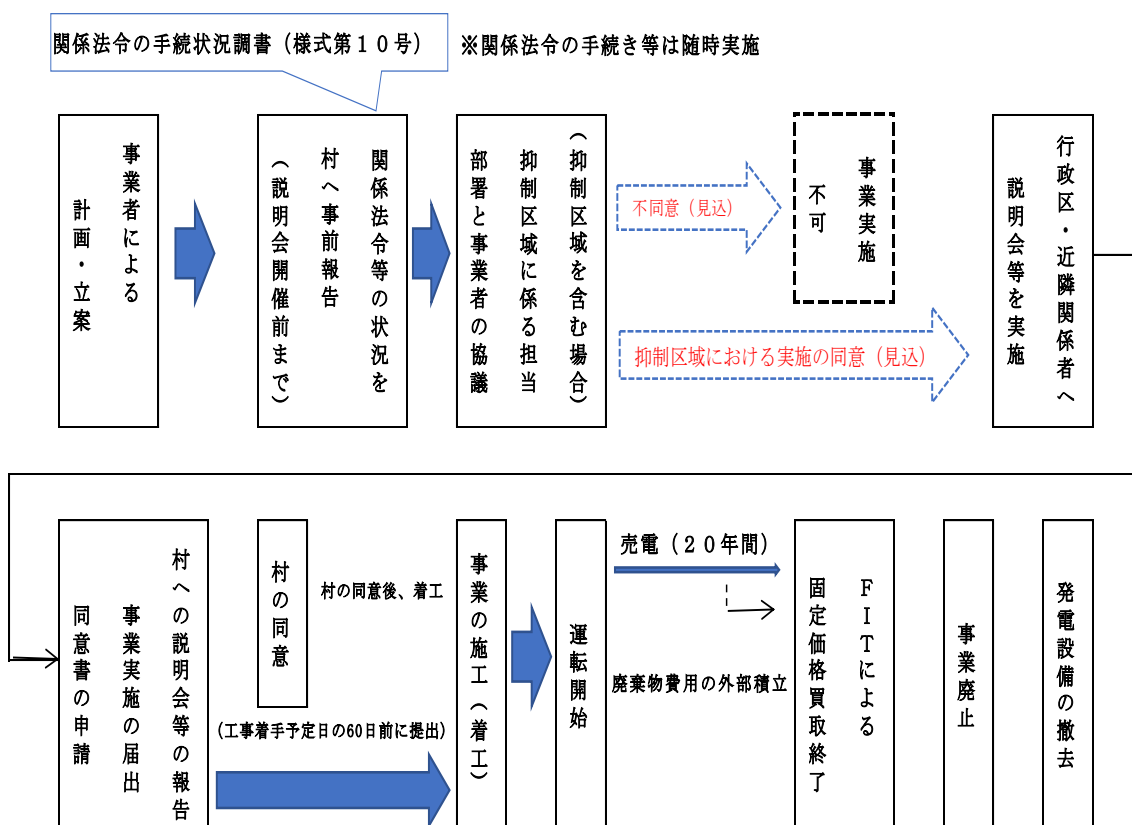
4 抑制区域(条例第 8 条、規則第 3 条)

- ・自然環境等の保全又は災害の防止のため、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定する。
- ・抑制区域内に事業区域が含まれる場合は、原則、村長は同意しないものとする。

【抑制区域】

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 地すべり防止区域
- その他村長が必要と認める区域

5 事業実施のフロー



6 村への事前報告(関係法令に係る手続等の報告)

(条例第 13 条、規則第 6 条)

- ・事業者は、行政区および近隣関係者への説明会を行う前に、関係法令に係る規制の有無、担当部署との協議状況等を村長に報告しなければならない。

【提出書類】

太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書(様式第 10 号)

7 説明会等の実施(条例第 11 条・第 12 条、規則第 4 条)

- ・事業者は説明会等を行わなければならない。
- ・行政区、近隣関係者の理解を得るよう努める。
- ・村長は、必要に応じ、行政区・近隣関係者の意見を聴く。
- ・説明会等の対象
 - 行政 区：事業区域が所在する区域に係る行政区
 - 近隣関係者：事業区域の境界から 100 メートル以内の土地・家屋の所有者等。
ただし、太陽光発電事業に伴って自然環境等に一定の影響を受けると認められる者も対象者とみなす。
- ・周知する事項
 - ①事業者の氏名・住所・連絡先
 - ②工期、事業着手予定日(発電事業開始日)、事業完了予定日(発電事業終了日)
 - ③太陽光発電設備の設置場所・面積
 - ④事業内容、安全対策、反射光対策、災害時の対応、事業終了後の廃棄処分など

8 事業の届出(条例第 9 条・第 14 条・第 15 条、規則第 4 条・第 7 条)

- ・新規設置する場合:事業に着手しようとする日の 60 日前までに、村長へ下記書類を届け出し、村長の同意を得なければならない。

【提出書類】

- (1) 太陽光発電設備に係る設置届出書兼同意申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 事業区域等状況調書(様式第 3 号)

- (4) 確約書(様式第 4 号)
- (5) 事業区域の位置を示す位置図
- (6) 太陽光発電設備の施工図
- (7) 事業区域内の土地の図面(写し可)
- (8) 事業区域内の土地の登記事項証明書(写し可)
- (9) 土地賃貸借契約書の写し(借地の場合のみ)
- (10) 現況写真
- (11) 行政区説明会等報告書(様式第 5 号)
- (12) 近隣関係者説明等報告書(様式第 6 号)
- (13) 説明会等配布資料
- (14) 近隣関係者の範囲図
- (15) 説明会出席者名簿及び個別訪問先名簿
- (16) その他村長が必要と認める書類

・変更(中止)の場合:新規設置の届出を行った後、届出に係る事項の変更をしようとする場合は、あらかじめ、村長へ届出し、村長の同意を得なければならない。

【提出書類】

太陽光発電設備変更(中止)届出書(様式第 7 号)

・工事に着手する場合または工事を中止・再開・完了する場合:速やかに村長へ届出を行うこと。

【提出書類】

太陽光発電設備工事(着手・中止・再開・完了)届出書

・事業廃止する場合:速やかに村長へ届出を行うこと。

【提出書類】

太陽光発電設備廃止届出書(様式第 12 号)

9 事業者が遵守すべき事項その他の義務(規則第 6 条)

・事業の計画、実施、関係法令手続きに当たって事業者が遵守すべき事項

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止対策
- (2) 景観への配慮
- (3) 生活環境への配慮
- (4) 敷地内への立入防止対策(フェンスの設置等)

- (5) 管理看板の設置
 - (6) 苦情への対応
 - (7) 除草や清掃の実施
 - (8) 近隣農地の営農に支障が生じないための措置等
 - (9) 災害時の対応
 - (10) 発電設備の異常または破損時の村・地域住民等への連絡
 - (11) 発電設備破損時の法令等に基づく復旧または撤去
 - (12) 太陽光発電設備を撤去した後の土地の原状回復措置
 - (13) 国等が策定したガイドラインへの準拠
- ・太陽光発電設備の廃止に当たっては、関係法令に基づき、速やかに撤去又は処分しなければならない。

10 報告及び立入調査等(条例第 16 条)

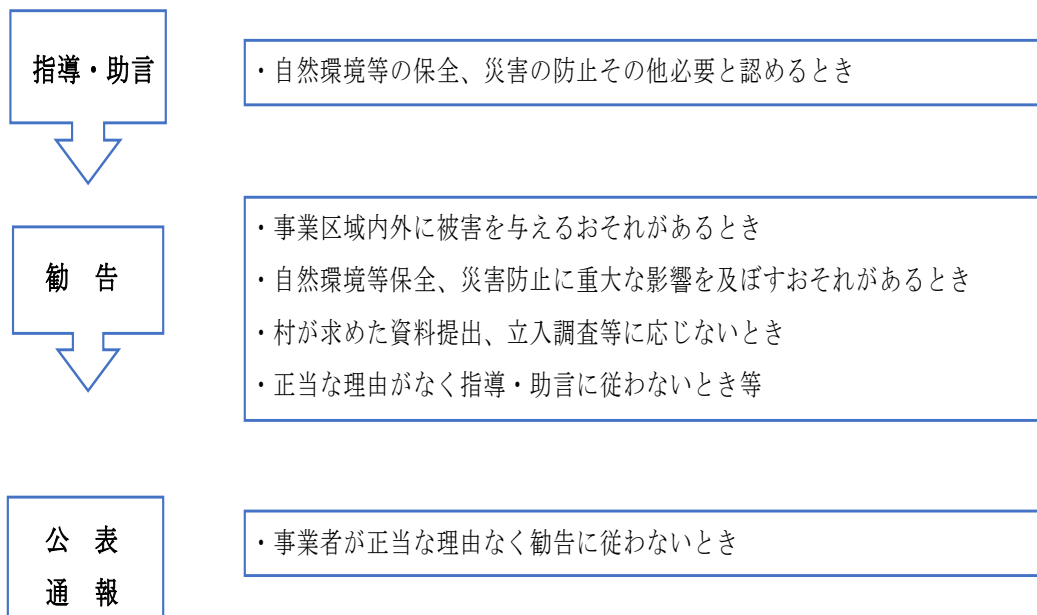
- ・村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- ・村長は、事業区域内へ必要な立入調査を行うことができる。

11 指導、助言及び勧告、公表及び通報

(条例第 17 条・第 18 条、規則第 9～11 条)

- ・村長は事業者に対して指導又は助言を行うことができる。
- ・村長は事業者が正当な理由なく指導・助言に従わない場合、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- ・村長は事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び勧告内容等を公表し、国に通報する。

- ・指導・助言、勧告、公表のフロー



施行期日

- ・令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

経過措置

- ・条例の規定は、条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に太陽光発電設備の設置工事に着手する事業について適用する。
- ・施行日前において、現に工事に着手している事業又は工事が完了している事業（以下「既存事業」という。）については、下表の規定を適用する。

条	項 目	内 容
第 5 条	事業者の責務	自然環境等の保全、災害の防止に必要な措置を講じる。
第 1 5 条	太陽光発電設備の廃止等	太陽光発電設備を廃止したときは村長に届け出て、速やかに撤去し、適正に処分しなければならない。
第 1 6 条	報告及び立入調査等	事業者に対し、必要に応じて、報告若しくは資料の提出を求め、立入調査等を行うことができる。
第 1 7 条 (第 2 項第 1 号を除く)	指導、助言及び勧告	自然環境等の保全、災害の防止等について、必要に応じて、指導、助言を行い、正当な理由なくこれに従わなかった場合、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
第 1 8 条	公表及び通報	勧告を受けた事業者がそれに従わないときは、公表し、国に通報する。

- ・既存事業において、事業者の名称や、事業面積、事業内容等の変更が生じる場合は村長に届け出なければならない。
- ・施行日後 6 0 日を経過する日までの間に事業に着手しようとするときは、「速やかに」村長に届け出なければならない。

12 条例の適用範囲（図）

